

重要事項説明書（地域密着型通所介護）

1 事業の目的及び運営の方針

要介護状態の方に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活が送れるよう、身体・心身機能の維持・改善、社会的孤立感の解消、家族の身体的又精神的負担の軽減を図る事を目的とし、目標を設定して計画的にかつ適切なサービスを提供する。

又、地域の保健・医療福祉サービス、地域住民と連携を図り、地域の実情に応じた総合的なサービスの提供に努める。

2 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 上関福祉会
主たる事業所の所在地	山口県熊毛郡上関町大字長島1390番地
代表者名	理事長 井原 久 治
電話番号	0820-65-5110
事業所名称 (指定番号)	上関町デイサービスセンター (山口県 3577300258)
地域密着型サービスの種類	地域密着型通所介護
管理者名	施設長 溪山 浩 範
所在地	山口県熊毛郡上関町大字長島1561番地1
電話番号	0820-65-5112

3 事業所の従業者体制

職 種	勤務形態	人数	職務内容
管 理 者	常勤兼務	1名	事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う
生 活 相 談 員	常勤専従 非常勤兼務	1名 1名	利用者の生活相談・指導、苦情、処遇の対応などの援助、サービス実施状況の把握と対応、地域連携を行う
看 護 職 員	非常勤兼務	4名	利用者が安心して在宅生活・利用時間を過ごせるよう、健康や心身状況等の把握、相談・指導・対応を行う。 また、居宅計画及び地域密着型通所介護計画に基づく必要な看護を行う
介 護 職 員	非常勤専従 非常勤兼務	1名 4名	利用者の居宅計画及び地域密着型通所介護計画に基づき、必要な部分への日常生活の介護等を行う
機能訓練指導員	非常勤兼務	7名	居宅及び地域密着型通所計画に基づき、日常生活を営むのに必要な能力の維持・改善の訓練等を行う
事 務 員	非常勤専従	1名	必要な事務を行う

4 通常の事業の実施区域

通常の事業実施区域は、上関町の区域です。

5 営業日及び営業時間及び利用定員

(一) 営 業 日 月曜から金曜日とする。

(ただし、12月29日から1月3日まで及びその他法人の指定する日を除く。)

(二) 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(三) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(四) 利用定員 定員18名（通所介護相当サービスを含む）

※ サービス提供時間外のサービス（延長サービス）は行っていません。

6 利用料及びその他の費用

(一) 利 用 料

お客様の要介護度に応じた支給限度額内でのご利用の場合、介護保険法に定める介護給付費（利用料）の原則1割がご本人負担分です。また、所得に応じて、2割または3割となります。（負担割合証をご確認下さい）

支給限度額を超えるサービス利用の場合は全額がご本人負担となります。

地域密着型通所介護費

区 分	単位	介護 サービス費	利用者負担金 (1割負担)
要介護 1	678 単位/日	6,780 円/日	678 円/日
要介護 2	801 単位/日	8,010 円/日	801 円/日
要介護 3	925 単位/日	9,250 円/日	925 円/日
要介護 4	1,049 単位/日	10,490 円/日	1,049 円/日
要介護 5	1,172 単位/日	11,720 円/日	1,172 円/日
入浴介助加算（Ⅰ）	40 単位/回数	400 円/日	40 円/日
介護サービス提供体制加算 （Ⅲ）	6 単位/日	60 円/日	6 円/日
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(基本サービス費＋加算・減算)×8.0%		1割負担

介護保険給付外サービス費

食事代	レクリエーション費 (1回)	パット	紙パンツ (M)	紙パンツ (L)	フラット	紙おむつ (M)	紙おむつ (L)
700 円	50 円	25 円	115 円	130 円	45 円	95 円	115 円

(二) キャンセル料

現在のところ、いただきません。但し、急な体調の変化等によりサービス利用が困難になった場合以外のキャンセルはお控えください。

(三) 交 通 費

町内の方のご利用者は、いただきません。

7 緊急時の対応方法

利用者の主治医等、関係医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

また、ご指定の緊急連絡先に連絡いたします。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を構じ、その記録を保存すると共に賠償すべき事故の場合には損害賠償を行います。

9 虐待の防止について

虐待防止の為の指針の整備・対策を検討する委員会の設置と定期開催・従業者に対する研修を実施します。

サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに上関町に通報します。

10 身体拘束について

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、下記の恐れがある場合は説明し同意をした上で必要最小限の範囲内で行います。

①「自傷他害等の恐れがある場合」②「利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられるとき」

なお、実施する場合、下記事項に留意し身体拘束を「行った日時」「理由及び態様等」について記録を行い、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限る
一時性	利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合、直ちに身体拘束を解きます。

11 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「上関町高齢者保健福祉センター消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	蒲井消防団と非常時の相互の応援を約束しています。
非常時の訓練	別途定める「社会福祉法人 上関福祉会 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー・・・有 自動火災報知器・・・有 誘導灯・・・有 ガス漏れ報知器・・・有 防火扉・シャッター・・・有 非常通報装置・・・有 漏電火災報知器・・・有 非常用電源・・・有 カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出日 平成11年7月 防火管理者 溪山 浩範

12 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、下記窓口です。

受付担当者 生活相談員 高野 一輝
解決責任者 施設長 溪山 浩範
住 所 山口県熊毛郡上関町大字長島1561-1
電 話 0820-65-5112
FAX 0820-65-0566

上関町役場 保健福祉課介護保険係

住 所 山口県熊毛郡上関町大字長島583-1
電 話 0820-62-1777
FAX 0820-62-1541

山口県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

住 所 山口県山口市朝田1980-7
電 話 083-995-1010
FAX 083-934-3665

第三者委員

光寿 光夫 山口県熊毛郡上関町大字長島4542番地
電 話 0820-62-0130
松中 一夫 山口県熊毛郡上関町大字室津395番地第5地
電 話 0820-62-1315
岩木 和美 山口県熊毛郡上関町大字長島770番地
電 話 0820-65-0514

13 その他重要事項

- (一) 研修等により職員の資質向上を図ります。
- (二) 従業者は業務上知り得たお客様、又はそのご家族の秘密を保持します。
- (三) 従業者でなくなった後もお客様、ご家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
- (四) 地域との連携を推進するため、運営推進会議を開催します（概ね、6 か月に 1 回）。